小規模発電設備

電圧600V以下の発電用の電気工作物であって、以下（①～⑥）に掲げるもの
① 太陽電池発電設備であって出力50kW未満のもの
② 風力発電設備であって出力20kW未満のもの
③ 最大使用水量が毎秒1m³未満の水力発電設備であって、出力20kW未満のもの（ダムを伴うものを除く。）
④ 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの
⑤ 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力10kW未満のもの
　a. 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備
　b. 道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に設置される燃料電池発電設備
⑥ スターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であって、出力10kW未満のもの

ただし、同一の構内で①から⑥の小規模発電設備が電気的に接続された場合の出力合計が50kW以上となった場合は、小規模発電設備ではありません。また、小規模発電設備のうち、出力10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び出力20kW未満の風力発電設備については小規模事業用電気工作物となります。

関連用語

- 太陽光発電
- 燃料電池
- 風力発電

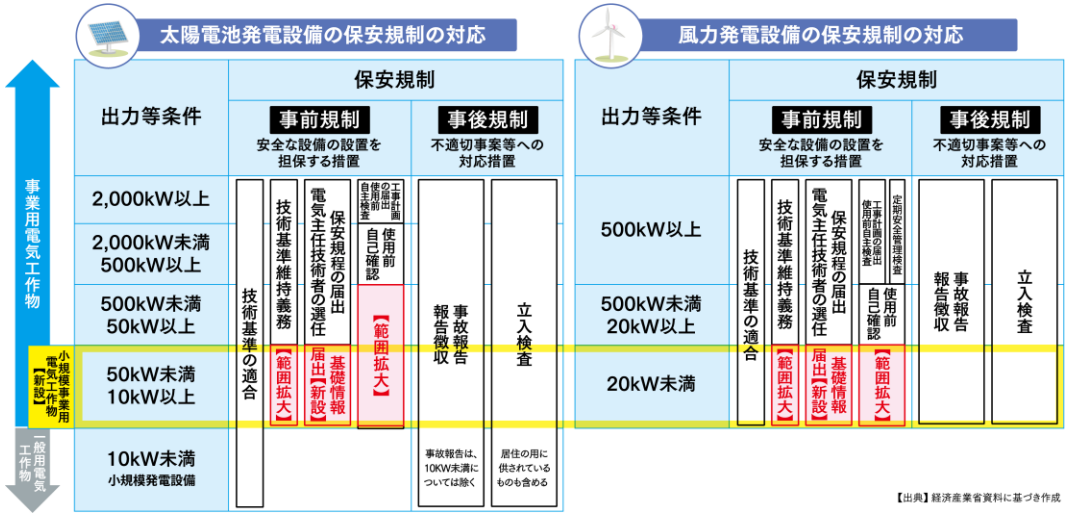

出典：電気事業法第38条第1項
　　電気事業法施行規則　第48条第1項及び第2項

(2023.12)